

5-① 【再検討】職員の役割と責務についての解説文	
該当条項・ 解説	<p>【第12条】 【条文と解説 P11】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市政を運営するうえで、実際に市民と接し、行政サービスの提供やまちづくりを行う市の職員には、次のような役割と責務があります。</p> </div>
委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解説文を事務局案のとおりに変更すると、条文の内容と役割と責務として記載している3行の内容が重複していることが気になってくる。役割と責務を記載せずに、解説の後に＜主な取組事例＞が来た方が自然ではないか。</li> <li>・役割と責務を削除し、その分＜主な取組事例＞の具体的な内容について付記してはどうか。</li> <li>・重複するとは思いますが、役割と責務は残して良い。</li> <li>・解説にある「実際の市民に接するのは職員」ということが重要であるため、修正前の文言のままとし、第11条と体裁を合わせて、役割と責務を残した方が良い。</li> <li>・役割と責務は、第9条から12条にかけて同様の体裁。条文を呼べばわかる部分もあるが、条文を読むことなく、一見して分かるように端的に書き出しているもの。</li> </ul>
検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文と解説は、条文だけでは伝わりにくいことを簡単な言葉、もしくは、視覚的に一見してわかるように付記したもの。</li> <li>・第9条から12条にかけて、統一感を保つため同様の体裁であることが望ましいのではないか。</li> <li>・第9条から12条において役割と責務を削除してしまうと、修正前の状態より市民にわかりやすくなるとは言えないのではないか。</li> <li>・第12条に係る検討は、この条文の必要性があるかどうかから始まったものであり、必ずしも解説の文言がわかりにくいとの趣旨ではなかった。</li> <li>・条文の必要性については全委員一致して「必要である」と認識。</li> <li>・修正前の解説文からも、第12条を設けている意義はくみ取ることができる。</li> </ul>
事務局案	<p><input checked="" type="checkbox"/> 条文と解説の修正はしない</p>